

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

1 マニング指揮官（警察長官）は、新型コロナウイルス感染防止のために13日付で発表した各種規制のうち、規則No.2を1月20日付で更新し、今般、National Control Centre (NCC) ウェブサイトに掲載しています。

NCC ウェブサイト：<https://covid19.info.gov.pg/>

2 特に、本規則No.2の別表7（入国許可の留保対象国）の国・地域リスト、及び、パラグラフ25の「30日又は更に30日の間入国許可を保留」の文言が削除されていることにご留意願います。

これに関して同パラグラフは、NCC 指揮官は、保健次官の助言に基づいて上記のような国・地域リストを作成し得るとして、同指揮官はこれらの国・地域から PNG に渡航する者については留保に要する期間などを明記することとしています。

※邦人の皆様におかれましては、手洗い、うがい及び人混みを避ける等の感染予防に努めて下さい。PNG 保健省は、新型コロナウイルス感染の可能性や症状（発熱、咳、呼吸困難等）がある場合、ホットライン（1800-200）に電話連絡し、滞在していた渡航先及び現在の所在地等を通報し今後の病院での検査等について指示を仰ぐように呼びかけています。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話：321-1800

国外からは（国番号 675）321-1800

E-mail：<mailto:sceo.j@pm.mofa.go.jp>

ファックス：323-0153

国外からは（国番号 675）323-0153